

綾部市水道事業窓口業務等委託に関する 公募型プロポーザル実施要領

令和5年10月

綾部市上下水道部上水道課

1 目的

この実施要領は、綾部市（以下「本市」という。）が発注する水道事業窓口業務等の委託（以下「委託業務」という。）に関し、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

（１）業務名

綾部市水道事業窓口業務等委託

（２）業務内容

委託業務の範囲は以下のとおりとし、詳細は別紙「綾部市水道事業窓口業務等委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

- ① 窓口業務
- ② 開閉栓業務
- ③ 検針業務
- ④ 調定・更正業務
- ⑤ 収納業務
- ⑥ 滞納整理業務
- ⑦ 電算処理業務
- ⑧ その他付随業務

（３）業務期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 提案見積上限額

34,800,000円／年(消費税及び地方消費税含む。)以内

*この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。なお、この金額を上回る金額で見積りを行ったときは失格となる。

また、今回の見積りは、プロポーザルの審査に用いるためのものであり、契約時においては、提出された金額を基本とし、発注者と受託候補者との協議内容に応じて契約額を決定するものとする。

ただし、その場合においても見積上限額は上回らないものとする。

4 参加資格要件

参加者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該

当しないこと。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- (4) 本市及び本店所在地において市町村民税等（特別区にあつては、都民税）の滞納がないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) プライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）等、第三者機関の評価によるセキュリティ基準の認定を取得していること。
- (8) 給水人口3万人以上の水道事業者で類似業務の実績があること。

5 スケジュール（予定）

期 日	項 目	備 考
令和5年10月 2日(月)	募 集 開 始	ホームページ及び公告
令和5年10月13日(金)	参 加 申 込 書 の 提 出	
令和5年10月20日(金)	参 加 資 格 審 査 結 果 通 知	
令和5年10月26日(木)	質 問 書 の 提 出	
令和5年10月30日(月)	質 問 書 に 対 す る 回 答	
令和5年11月14日(火)	企 画 提 案 書 の 提 出	
令和5年11月29日(水) ～ 同年12月 1日(金)	プレゼンテーション等実施	綾部市上水道課
令和5年12月15日(金)	選 定 結 果 通 知	
令和6年 1月15日(月)	委 託 契 約 締 結	
令和6年 4月 1日(月)	委 託 業 務 開 始	

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合がある。

6 プロポーザルへの参加申込

- (1) プロポーザルに係る書類等については、本市のホームページに掲載する。
- (2) 参加申込書の提出

参加申込事業者は、プロポーザル参加申込書（様式第1号）と次に掲げる添付書類各1部を提出しなければならない。

- ① 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（写し可 発行後3か月以内のもの）

- ② 納税証明書（市町村民税等の滞納のないことの証明書）（写し可。発行後3か月以内のもの）
- ③ 納税証明書（消費税及び地方消費税の滞納ないことの証明書）（その3、その3の2、その3の3のいずれか写し可。発行後3か月以内のもの）
- ④ 業務実績が確認できるもの（様式任意）
- ⑤ 情報セキュリティに関する第三者認証が確認できるもの（様式任意）
- ⑥ 会社概要（資本金、売上高、社員数、本・支店、営業拠点など）がわかるもの。（会社案内等パンフレットでも可）

（3）提出期限

令和5年10月13日（金）まで

（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

（4）提出方法

持参又は郵送（電子メール及びFAXは不可。）

※郵送の場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

（5）事務局・提出先（問い合わせ先）

【事務局】

〒623-0005 京都府綾部市里町小南4番地

綾部市上下水道部上水道課管理担当 服部

TEL：0773-42-1815

FAX：0773-42-1817

e-mail：jyosuido@city.ayabe.lg.jp

7 参加資格の審査等

参加申込事業者には、4に定める参加資格要件を満たしているかの審査を行い、結果を書面にて通知する。また、参加資格を有すると認めたものにあつては、企画提案書の提出を要請する。

8 質問の受付及び回答

参加申込事業者は、企画提案書等の作成に係る質問がある場合は、以下により質問書（様式第2号）を提出することができる。

（1）提出期限 令和5年10月26日（木）午後5時まで

（2）提出方法 電話連絡の上、電子メールにて提出すること。

（3）回答方法 参加申込事業者から質問が提出された場合は、質問内容及びその回答を全ての参加申込事業者へ電子メールで通知する。

9 企画提案書等の内容及び提出方法

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は、仕様書に

より企画提案書を作成し提出するものとする。

(1) 提出書類

① 企画提案書

ア 会社の概要及び財務状況

イ 受託実績

ウ 業務の実施体制

エ 業務の実施計画

- ・ 窓口業務
- ・ 開閉栓業務
- ・ 検針業務
- ・ 調定・更正業務
- ・ 収納業務
- ・ 滞納整理業務
- ・ 電算処理業務
- ・ 個人情報保護体制
- ・ 災害時及び緊急時対策等の危機管理体制
- ・ その他委託業務に関する提案

② 見積書及び積算内訳書

見積書に記載する金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜きの金額）を記載し、業務内容ごとに積算内訳書を添付すること。

(2) 提出書類は、日本産業規格A4版サイズとし、A3版サイズを使用する場合は折り綴りとする。

(3) 企画提案書には表紙、目次及びページ番号を付し、総ページ数を40ページ以内とする。

(4) 提出部数は、契約権限者印を押印した正本1部、副本8部（複写可）とする。

(5) 提出期限は、令和5年11月14日（火）午後5時までとする。

(6) 企画提案書の提出方法は持参又は郵送によることとし、電子記録媒体及び電子メールでの提出は不可とする。

※郵送の場合は、書留郵便により提出期限に必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

10 プロポーザルの辞退

参加申込事業者は、辞退届（様式任意）を持参又は郵送により提出することで、プロポーザルの参加を辞退することができる。

11 企画提案書の審査方法及び評価基準

(1) 選定方法

企画提案書の内容について、プレゼンテーションを受けた後、ヒアリングを行い、企画提案書及びプレゼンテーションの内容等により、選定委員会で審査を行い、本業務の受託候補者を選考・決定する。

(2) 審査項目

- ① 業務実施能力
- ② 企画提案項目
- ③ 見積金額
- ④ プレゼンテーション

(3) 審査方法

審査項目毎の評価点数の合計点数で競う方法により行う。なお、企画提案者が多数の場合は予備審査を実施し、3社程度に絞り込むものとする。予備審査は「(2) 審査項目」の①から③までの評価点数の合計点数で競う方法により行う。

また、企画提案者が単独の場合は、評価点の合計が満点の6割以上である場合に受託候補者として選定する。

(4) 評価基準

本プロポーザルに関する評価項目及び評価点は次のとおりとする。

① 基本事項 (30点)

評価項目	審査の視点	配点
会社概要	従業員数、資本状況など	10点
業務実績	同規模以上の水道事業体での受託実績	10点
財務の安全性	経営的問題の有無	10点
合 計		30点

② 企画提案書 (90点)

評価項目	審査の視点	配点
人員の配置	常駐状況、危機・業務管理	10点
窓口業務	適正業務、利用者サービス向上	10点
開閉栓業務	対応時間、トラブル防止	10点
検針業務	適正検針、トラブル防止	10点
調定・更正及び収納業務	適正な現金の取扱、収納率の向上、トラブル防止	10点
滞納整理業務	未収金回収、トラブル防止	10点
電算処理業務	適正な処理	10点
コンプライアンス遵守	教育、管理体制	10点

その他（災害・緊急時 対応など）	危機管理体制、上水道課との連携	10点
合 計		90点

③ 見積価格評価（50点）

価格評価は、次の計算式により算出する。

$$\text{価格評価点数} = 50 - (Z - Y) \div (X - Y) \times 50$$

（X＝見積上限額、Y＝最低見積額、Z＝見積額）

④ プレゼンテーション（30点）

（5）実施日

令和5年11月29日（水）～12月1日（金）（予定）

*会場、時間等の詳細は、企画提案書提出後に調整する。

（6）時間配分

参加者ごとに約60分間（機材設置、片付けの時間は別とする。）

① 企画提案書等の説明・プレゼンテーション（50分）

② 質疑応答・ヒアリング（10分）

（7）出席者

参加者ごとに4人以内とする。

（8）その他

① 企画提案書をもとにプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。

② プレゼンテーションに係るパソコン等の機器については、各参加者において準備するものとする。

（9）選定結果の通知

選定結果は、全参加者に対して文書で通知する。

ただし、選定結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

非選定となった事業者から求めがあった場合は、その事業者の順位に限り書面にて回答するものとし、審査内容及びほかの事業者に関する説明要求は認めない。

*通知予定日：令和5年12月15日（金）

（10）参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

② 提出書類に虚偽の記載があった場合

③ 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

④ 審査の公平性を害する行為があった場合

- ⑤ プレゼンテーションに理由なく欠席した場合
- ⑥ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

12 契約に関する基本事項

本プロポーザルは、受託候補者を選定するもので、協議により合意に至らない場合は第2順位の者と協議を行うものとする。また、本プロポーザルにより提案があった内容すべてを本契約により採択するものではなく、協議において本市が合意した場合のみ仕様書は変更できるものとする。

この条件により協議が整った場合は、選定した事業者を相手方として、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定に基づき随意契約を締結する。

13 その他

- (1) 提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、審査に必要な範囲において、無償で複製することができるものとし、参加者に返却しない。
- (3) 企画提案書の著作権は参加者に帰属するものとするが、本案件のプロポーザル実施の報告等の業務の範囲内において必要となる場合は、参加者の承諾なしに無償で提出書類の内容を使用できるものとする。
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。
- (5) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。
- (6) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。